

## 健康増進法改正に係る花巻市の対応について

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)が成立し、行政機関等の多数の者が利用する施設等においては、一定の場所以外の場所における喫煙が禁止されることとなりました。これを受けて、当市では下記のとおり対応することとなりましたのでお知らせいたします。

### 1 健康増進法改正の概要

法改正の基本的な考え方

#### (1)「望まない受動喫煙による健康影響」をなくす

受動喫煙を望まない人が、屋内で受動喫煙にさらされるような状況をなくします。

#### (2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に配慮

20歳未満の人や病気の人が主に利用する施設や屋外について、受動喫煙対策をいっそう徹底します。

#### (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

・多数の方が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なう恐れが高い方が主として利用する施設と地方公共団体の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る)の「第一種施設」は令和元年7月1日より「原則敷地内禁煙」となります。

・2人以上の方が同時に、又は入れ替わり利用する施設で第一種施設及び喫煙目的施設以外のものは「第二種施設」として、令和2年4月1日より「屋内禁煙」となります。

### 2 市所管施設の対応について

本市においては、改正健康増進法の趣旨に則り、第一種施設である市役所本庁舎、各総合支所、消防本部、消防分署・分遣署について令和元年7月1日より敷地内禁煙といたします。

そのほかの、市所管の第一種施設で令和元年7月1日より敷地内禁煙が義務付けられている、小中学校施設・幼稚園、医療センター、保育園、学童クラブ、介護老人保健施設(老健)については、すでに敷地内禁煙を実施しています。いずれの第一種施設においても、特定屋外喫煙場所は設置いたしません。

令和2年4月1日より「屋内禁煙」が義務付けられる第二種施設につきましては、平成30年10月時点で殆どの施設が屋内禁煙または第一種施設と同様の敷地内禁煙としていたところであり、法で定める令和2年4月1日には全ての第二種施設で屋内禁煙または敷地内禁煙を実施いたします。

市所管施設禁煙・分煙調査結果(H30.10現在): 健康づくり課取りまとめ

単位: 施設数

施設分類	(説明)	施設数	敷地内禁煙	屋内禁煙	分煙または非分煙
第一種施設	市庁舎(本庁・各総合支所、各消防署・分署等)、病院、学校 ※各保育所・学童クラブは本調査対象外ですが敷地内禁煙を実施済)	48	38	10 (7/1より敷地内禁煙)	0
第二種施設	各振興センターや図書館、体育館など 上記以外の施設 (別添資料1参照)	173	42	129	2 (R2/4/1より屋内禁煙)
合計		221	80	139	2

# 《資料1》

## 健康増進法上の区分 第一種施設 【48施設】

健康づくり課取りまとめ 〈平成30年10月時点〉

<p>敷地内禁煙 (38施設)</p>	<p><u>小学校(19施設)</u> 花巻小学校, 若葉小学校, 桜台小学校, 南城小学校, 湯口小学校, 湯本小学校, 矢沢小学校, 宮野目小学校, 太田小学校, 笹間第一小学校, 笹間第二小学校, 大迫小学校, 内川目小学校, 亀ヶ森小学校, 石鳥谷小学校, 新堀小学校, 八幡小学校, 八重畑小学校, 東和小学校</p> <p><u>中学校(11施設)</u> 花巻中学校, 花巻北中学校, 南城中学校, 湯口中学校, 湯本中学校, 矢沢中学校, 宮野目中学校, 西南中学校, 大迫中学校, 石鳥谷中学校, 東和中学校</p> <p><u>保健福祉施設(8施設)</u> 華の苑, 石鳥谷医療センター, 花巻保健センター, 大迫保健福祉センター, 石鳥谷保健センター, 東和保健センター, こどもセンター, こども発達相談センター</p>
<p>屋内禁煙<sup>※1</sup> (10施設)</p>	<p>本庁舎, 大迫総合支所, 石鳥谷総合支所, 東和総合支所, 中央消防署(消防本部), 花巻温泉分遣署, 花巻南温泉分遣署, 東和分署, 花巻北消防署, 大迫分遣署</p>

※1 屋内禁煙施設については、令和元年7月1日より敷地内禁煙といたします。

健康増進法上の区分 第二種施設【173施設】

健康づくり課取りまとめ (平成30年10月時点)

<p>敷地内禁煙 (42施設)</p>	<p>花巻中央振興センター, 太田振興センター, 笹間振興センター, 花巻市ビジネスインキュベータ, グループホームなごみ, 矢沢地区社会体育館, 笹間地区社会体育館, イギリス海岸さわやかトイレ, イギリス海岸衆便所, 賢治詩碑衆便所, 花巻市生涯学習都市会館, 花巻市文化会館, 花巻図書館, 宮沢賢治記念館, 石鳥谷歴史民俗資料館, 東和ふるさと歴史資料館, 石鳥谷学校給食センター, ステップインはなまき, 同心屋敷, 戸塚森森林公園管理棟, 東和西洋風モデルガーデン, 昆虫生態観察施設(カブト虫ふれあい童夢), 石鳩岡水車小屋, 稚鍋川水車小屋, 田園空間博物館施設 谷内水車小屋, 南成島農産加工体験施設, 南成島水車小屋, 田瀬湖自然の森, 下小山田地区農村公園, 子どもの遊び場, 沢崎農村公園, 岩脇農村公園, 大迫カントリープラザ, 森のくに森林公園(休憩施設), 笠詰野営場, 國分謙吉記念公園, 狼久保休憩施設(トイレ併設), 向山森林公園(展望台), 河東地区農村公園(東屋), 浮田地区農村公園, 田瀬地区農村公園, はやちねいきいき交流館</p>
<p>屋内禁煙 (129施設)</p>	<p>松園振興センター(花巻市技術振興会館), 花北振興センター, 花西振興センター, 花南振興センター, 湯口振興センター, 湯本振興センター, 矢沢振興センター, 宮野目振興センター, 花巻市農村コミュニティセンター(清水野農村公園), 花巻市交流会館, 花巻市起業化支援センター, 花巻市勤労青少年ホーム, 花巻市定住交流センター(なはんプラザ), 養護老人ホームはなまき荘(施設入所者が日常生活を営む居住スペースについては対象外), 石鳥谷斎場, 東和斎場, 大迫斎場, 湯口地区社会体育館, 湯本地区社会体育館, 宮野目地区社会体育館, 太田地区社会体育館, 花南地区社会体育館, 花北地区社会体育館, 宮野目体育センター, 花巻球場, 日居城野陸上競技場, 日居城野テニスコート, 花巻市総合体育館, 花巻市民体育館, 武徳殿, 市民プール, スポーツキャンプむら, 鉛温泉スキー場, 笹間球場, 太田球場, 湯口球場, 自然休養村広場, 北湯口球場, 大迫野球場, 大迫テニスコート, 大迫体育館, 石鳥谷アイスアリーナ, 石鳥谷野球場, 石鳥谷ふれあい運動公園, 石鳥谷体育館, 石鳥谷柔剣道場, 二枚橋体育館, すばーく石鳥谷, 東和体育館, 東和B&amp;G海洋センター, 和田プール, 東和ふれあい施設, 東和農業者トレーニングセンター, 宮沢賢治童話村, 花巻市市民の家, 敷地は都市整備課管理(材木町公園), 高村光太郎記念館, 大迫図書館, 石鳥谷図書館, 東和図書館, 花巻新渡戸記念館, 萬鉄五郎記念美術館, 宮沢賢治イーハトーブ館, 花巻市博物館, 大迫郷土文化保存伝習館, 石鳥谷農業伝承館, 花巻市総合文化財センター, 南部たばこ資料館, 花巻市石鳥谷生涯学習会館(石鳥谷高齢者創作館), 南部杜氏伝承館, 石鳥谷農産物直売所(杜の蔵), 花巻市農村滞在施設(体験交流室), 農林水産物直売食在供給施設, 成島和紙工芸館, 田園空間博物館施設 谷内伝承工房館, 白岩地区創作館, 神楽の館, 外川目地区林業者トレーニングセンター, 早池峰ダム資料館, ワインシャトー大迫, バルンドルフプラッツ, 大迫農業体験実習館, 葡萄が丘農業研究所, 花卉等育苗施設(ハウス), 花巻市清掃センター, 胡四王山展望所便所, ホテルステイヒル, 清流の駅, 溪流の駅, 公設地方卸売市場, ビバハウスいしどりや, 大瀬川構造改善センター, 八日市構造改善センター, 八幡交流センター, 新堀ふれあいセンター, 好地振興センター(石鳥谷国際交流センター), 大瀬川振興センター, 八日市振興センター, 八幡振興センター, 付属施設, 八幡研修センターは生涯学習課管理, 八重畑振興センター(八重畑定住促進センター), 新堀振興センター, 花巻市好地会館, 山屋農業交流センター, 小山田振興センター(東和高齢者コミュニティセンター), 成島振興センター, 付属施設, 東和高齢者創作館は生涯学習課管理, 浮田振興センター(浮田集会所) 谷内振興センター, 田瀬振興センター, 旧谷内村村農会館, 町井集会所, 田瀬湖ふれあいランド(管理棟等), 田瀬湖交流センター, 大迫労働安全衛生推進施設, 大迫振興センター(大迫交流活性化センター), 内川目振興センター(内川目地区農村環境改善センター), 外川目振興センター, 亀ヶ森振興センター(亀ヶ森地区農業構造改善センター), 久出内河川管理センター, 中乙地区農業者トレーニングセンター, 中乙生活改善センター, 古川地区集落センター, 大迫林業者等地域住民交流施設, 旭の又地区集会施設, 沢崎生活改善センター, 外川目地区基幹集落センター, 上町自治公民館, 下中居自治公民館, 大迫山村文化交流館, 大迫森のくにセンター, 大迫ふるさとセンター</p>
<p>分煙または非分煙※2 (2施設)</p>	<p>総合物産センター(酒匠館・りんどう亭), はつらつ長寿館</p>

※2 分煙または非分煙の2施設は、令和2年4月1日より屋内禁煙といたします。